

新しい事業をはじめませんか

# 五所川原市内 空き工場 等の活用を補助します!

## 五所川原市空き工場等賃借料補助金



### 補助対象経費

空き工場等の月額賃料(消費税を除く)の2分の1または10万円のいずれか低い額を24月分補助いたします!

補助金の交付は年度ごとに精算払となります。

### 空き工場等とは

市内にある現在未使用の賃借可能な物件(工場、倉庫、事務所)

### 支給対象者

以下の条件を満たす方が対象となります。

1 空き工場等の使用に関し、1年以上の賃貸借契約を締結する方

2 次に掲げる事業のいずれかを行う方

①製造業

②道路貨物運送業

③卸売業

④倉庫業

⑤梱包業

⑥情報サービス業

⑦コールセンター業

⑧その他、雇用創出等につながるものとして市長が認めた事業

3 事業開始6か月以内に新規常用雇用者を原則2人以上(※)採用する方

4 空き物件の所有者と親族関係又は雇用関係がない方

5 市町村税を滞納していない方

※⑥情報サービス業は1人以上、⑦コールセンター業は5人以上

活用を検討されている事業者は  
事前に下記までお気軽にご相談ください

お問合せ先

五所川原市 商工労政課 電話：0173-35-2111(内線 2553)